

福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る賃金改善規程

社会福祉法人 札幌この実会

(目的)

第1条 この規程は、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において創設された、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(以下「特定加算」という。)により、職員の更なる処遇改善を行うための賃金改善の方法を定めることを目的とする。

(賃金改善の方法)

第2条 賃金改善は、月次の特定加算手当により行う。

2 賃金改善の対象となる職員の職種・常勤換算数に応じて別表1のとおり分類し、特定加算手当は、毎月1日を基準日とし、次の計算により支給する。なお、月の途中の採用及び退職については日割計算とする。

特定加算手当 = (グループ①(100ポイント×常勤換算数) + グループ②(50ポイント×常勤換算数) + グループ③(25ポイント×常勤換算数)) × ポイント単価

3 ポイント単価は、別表2のとおりとする。ただし、状況の変化により、対象期間の賃金改善の見込額が特定加算の見込額を下回ることが明らかになった時は、以後の単価を増額し、対象期間の賃金改善所要額が特定加算総額を上回るようにする。また、賃金改善の見込額が特定加算の見込額を大幅に上回ることが明らかになった時は、以後の単価を減額することができるものとする。

(対象サービス区分)

第3条 当該賃金改善は、別表3のサービス区分に属する職員は、対象とならない。

(その他の事項)

第4条 この規程に定めのあるもののほか、必要な事項は、その都度理事長が定める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表1

<p>グループ① (100ポイント)</p>	<p>経験・技能のある障害福祉人材 要件ⅠかつⅡに該当する職員</p> <p>要件Ⅰ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士のいずれかの資格を保有する福祉・介護職員(生活支援員・職業指導員・世話人) ・サービス管理責任者 <p>要件Ⅱ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人札幌この実会における勤続年数10年以上(再雇用者は、過去の勤務年数を通算する。)(勤続年数の計算は、毎月1日を基準日とし、1年未満は切り捨てる。)
<p>グループ② (50ポイント)</p>	<p>他の障害福祉人材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ①に該当しない福祉・介護職員(生活支援員・職業指導員・世話人) ・グループ①に該当しないサービス管理責任者
<p>グループ③ (25ポイント)</p>	<p>その他の職種 障害福祉人材以外の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金改善前常勤換算年収が440万円超の場合は0ポイント ・賃金改善後常勤換算年収は440万円が上限

※ 他の障害福祉人材(グループ②)に分類される職員であって、次のいずれかに該当する勤続10年以上の職員について、経験・技能のある障害福祉人材(グループ①)に分類する。

- ・強度行動障害支援者養成研修修了者
- ・サービス管理責任者研修修了者
- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修修了者

別表2

令和元年10月1日

ポイント	単価
1ポイント	160円

別表3

非対象サービス区分
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着)